

沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等を担保とする貸付における生活保護受給者等に対する借入制限に係るデータの取扱いに関する覚書

厚生労働省と沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、平成26年3月25日付け「沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等を担保とする貸付における生活保護受給者等に対する借入制限に係るデータの取扱いに関する覚書」（以下「原覚書」という。）について、下記のとおり本覚書を締結する。

#### 記

- 1 厚生労働省は、令和4年3月31日をもって原覚書第2項（1）に規定する福祉事務所から提供された被保護者等に関する情報が整理された電子データ（以下「電子データ」という。）の、公庫への提供を終了する。
- 2 公庫は、本覚書第1項により提供を受けた電子データについて、本覚書第3項により破棄するまでの間、原覚書に定める方法により引き続き適切に管理する。
- 3 公庫は、令和4年6月30日までに、それまでに受けた電子データを全て破棄するものとする。
- 4 本覚書は令和3年12月15日から適用する。
- 5 原覚書及び本覚書は令和4年7月1日をもって廃止する。

本覚書の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通ずつ保有する。

令和3年12月15日

厚生労働省社会・援護局保護課長 池上 直樹

沖縄振興開発金融公庫総務部長 新垣 尚之

